

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中野支部  
機関紙「みらい」  
NO. 4183  
21年9月14日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953

# 生活保護者や弱者を 嗤う人が首相になる？

おはようございます。

九月も半ば。二百十日も過ぎたが、やはり台風が来る。要注意だ。九月は長月ともいうが、夜が長いという意味で、昔は夜長月とも呼んだ。英語ではセプテンバー(september)だが、三月から新暦に入るローマ暦で、この月が七番目に入ることから、ラテン語のセプテム(septem)(七)の語を用いたとある。

九月九日は戦後、生活保護法が制定された日だ。一九四六(昭和二十一年)のことである。敗戦直後の深刻な困窮状況に対し、占領軍(GHQ)の「公的扶助に関する覚書」に基づき、第九〇帝国議会が新憲法と並行審議のうえ、法律第一七号として公布された。

「生活の保護を要する者」に



対し、無差別・平等に国が保護するとして、一般扶助主義を明らかにした点で、労働能力のある者を排除した戦前の救貧立法に比べ、画期的であった。

しかし権利に否定的な政府解釈の余地を残すなどの問題も多く、後年、数度の改変を受け、一九五〇(昭和二五)年に現行法が制定された。

日本史の中で、国民が生存権で、権利という言葉や、国の義務を決めたことは、これが初めてではないか。

この法律は、第一条・総則で、「憲法二五条の基本的理念に基づき、国が生活困窮する国民の保護を行うことを目的とする」。同二条で、「すべて国民はこの法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と書く。

【憲法第二十五条】とは、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」として、国の義務を定



め、国民の権利として法に明記されたものである。

ところがこの法に基づき生活保護を受ける人たちが嗤う人が、自民党の総裁選挙に出ている。高市早苗元総務大臣である。高市は『さもし顔をしてもらえぬものはもらおうとか、弱者のフリをして、少しでも得をしよう、そんな国民ばかりいたら日本が減じる』。ある研修会での発言だが、安部前首相が推している候補だ。高市は立候補表明で、「国を守るために出た」と胸を張った。国民ではなく、国というところが大事である。

安部と国家観で同じだとされ政治的には極右とされるが、安部の改憲論とながらぬのだろうか

生活保護法の制定の過程が、GHQの覚書であることから、憲法と同じく、GHQに押し付けられた法律からか、あるいは、国に国民を守る義務を化しているからか、また、国民の権利であると法に明記されているからか、高市ら極右勢力は、こうした法などに異

議を唱える。しかし、この法も憲法も、帝国議会や戦後初の衆議院総選挙(一九四七、四、二五実施)で選ばれた議員によって審議された結果の法と憲法であり、正当である。いくらGHQがらみとはいえず、戦後史を改変、偽造する政治家は許されない。

すでに言われていることだが、安部前首相は、雑誌に「ポツダム宣言はアメリカが原爆を落として無理やり強制したものだ」と書いているそうだが、これほどひどいものはない。

彼は国会で、「ポツダム宣言は読んだか」と聞かれ、「詳しくは読んでいない」と答え、不勉強ぶりを露呈したが、そもそもポツダム宣言発出は一九四五年七月二十六日であり、原爆投下はそれから一〇日後の八月六日と九日である。宣言がいつ出たのかも知らない歴史認識で、よく歴史を語り、雑誌も平然とそれを載せる。それよりもなによりも、よく首相が務まったものだ。



ポツダム政令で押しつけられた憲法と騒ぐ割には、現憲

法制定時のころの政治的動きに彼らは知らぬ顔だ。

一九四六(昭和二十一年)十一月三日、現憲法が公布される。(施行は翌年五月三日)。同日、政府は憲法公布の恩赦令を発出し、天皇大権の最後令として、三十三万人の赦免を行っている、と歴史書にある。

また同じポツダム政令には憲法制定のほか、公務員のストライキ権のはく奪がある。戦後の労働運動の高揚を前にGHQのマッカーサーと吉田首相は、労働者のスト権を奪った。これこそスト禁止の違法性を七五年も続ける悪法で、これこそ変える必要がある。



こうしたことには口を拭い、戦後史を都合よく偽造し、安部と高市は「美しい国を守る」として、国民の権利や国の義務を否定する。改憲派の標榜は国民の基本的権利にその狙いがある。単なる一政党の代表選挙とただでなく、次回の選挙までは首相となる人の選挙と言動。注視したい。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と正社員の差別をなくせ、均等待遇を求めよう。

均等待遇をなくせ、均等待遇をなくせ、均等待遇をなくせ。

ユニオンは労働法裁判に勝利するぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。